

社会福祉法人葵寮 救護施設葵寮

令和7-11年度中長期事業計画

【沿革】

当法人は、わが国が昭和20年8月、第2次世界大戦に敗れて焦土と化した郷土静岡市内に、その年の11月市内の篤志家澤本喜一氏(故人)が貧困者救済のため、市内新富町に「静岡新生園」を設立したことに始まる。その後、昭和27年に社会福祉法人として認可を受け、昭和34年には救護施設「葵寮」と名称を変更し、平成17年に、静岡市葵区与一に移転して現在に至る。

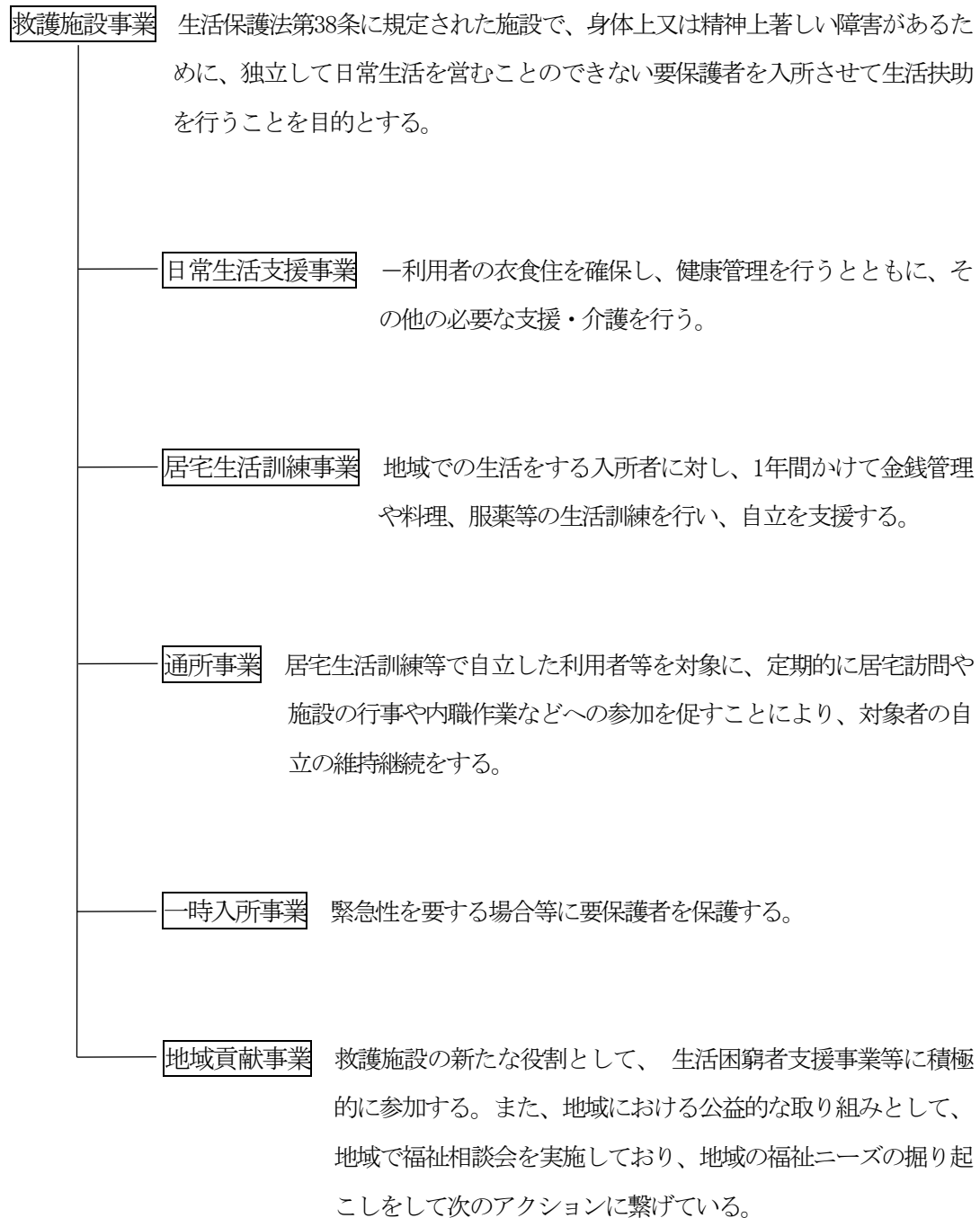
【運営理念】

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する。

【基本方針】

- 一．職員は、利用者との意思の疎通が常に円滑であるよう努める。
- 一．職員は、利用者が自立できるよう援助する。
- 一．利用者は集団生活の中で個人の生活も、それぞれ尊重される。
- 一．利用者支援の向上のために、活用できる諸制度、諸機関を積極的に利用する。

【事業内容】



5か年計画策定の方針

より中長期（10年以上）を見据えて、経営上の懸念事項を払拭し、盤石とするための5年間とする。

1. 利用者獲得のため時代に則した施設とする

職員の高齢化（令和7年4月時点で平均年齢50歳）による心身・適応力・意欲等の変化、また従来からのITリテラシーの脆弱性等により、利用者の若年化（X世代・Z世代）によるジェネレーションギャップに対応できないことが懸念される。そのため、X世代・Z世代の特徴を踏まえ、彼らに合わせた施設環境の整備や職員の意識の変革を行う必要がある。

X世代・Z世代の特徴としては、権利意識が高く、プライバシーやプライベートなど個を重視し、合理的に思考する傾向があり、デジタルネイティブ世代である等といったことが挙げられる。しかし、現在の葵寮は、あくまで共同生活を営むための場という側面が強く設備面やルールが今の時代に則したものとは言えないため、若者世代からは束縛の面が強く捉えられ、入所を忌避されることも考えられる。

従って、福祉施設としての面を残しつつ今よりもなるべく個を尊重し入所しながら現代的な地域生活を営むことができるようにシフトチェンジしていくことが必要であり、当計画において建物・設備・職員資質の面から新しい世代の価値観に適応できる施策を重点的に実行していくこととする。なお、職員アンケートを実施したうえで以下のとおり適当な内容や項目を設定した。

- ① プライバシーやプライベートの保護
- ② 行動制限の見直し・・・・・・・・（参考資料1）

2. 収支計画

従来より年間利用者数月平均83名、積立金年間2,000万円以上を年間の目標としてきたが、昨今の物価高騰により収支バランスが崩れ始めており、年間利用者数が目標値を上回った場合でも令和7年度以降の収支は非常に厳しい状況が予想される。よって、法人として物価高騰に対応するため費用が掛からない体制を構築し、上記1を実施する予算を確保できるように、削減と投資を同時に行っていく必要がある。

但し、前提として、労働力と資金配分の選択と集中を適切に行い、削減案と代替案を同時に提示し、利用者・職員共に満足度を維持することのできるような内容を検討したい。現時点では、福祉充実計画の残高があり資金に余裕があるため、これを使用しながら上記のような施策をとり安定した運営のためのベース作りを目指すこととする。

具体的な計画内容について

(1) 職員の資質向上

現在の関係法令、その他一般法や慣習などについて職員に対して教育を行い適切な利用者支援や本人の資質向上につなげる。

- ① 情報セキュリティ教育を毎年行い、プライバシーの重要性や守秘義務、情報漏洩の危険性等を認識できるようにし、個々の職員の危機管理能力の向上に務める。
- ② コンプライアンスや虐待防止について毎月の職員会議にて注意喚起し、違反や事故の発生を防ぐよう努める。
- ③ 仕事の効率化や自己啓発のため、福祉のみに捕らわれることのない知識や技能の習得を促す。
 - Office 等ツール関連知識の向上、その他資格の評価など

(2) 運営体制の強化

今後を見据えた労働力と資金の配分について選択と集中を行うことにより安定的な経営環境を構築し、福祉サービスと顧客サービスを両立した誰もが入所しやすい施設を目指す。

- ① 現在の利用者の日課やルール等を見直し、利用者のプライベートやプライバシー等を充実させることのできる環境（職員体制・住環境・日課等）を整える。
 - 【地域生活の充実】利用者本能力に応じて、就労、カルチャースクール、外出、交流、通信などを利用し、時代に則したルール等を積極的に取り入れ、地域生活の実感を得る。
- ② 費用削減効果の高い設備を導入し、それを有効活用することにより費用削減とサービス品質の維持・職員の処遇改善を目指す。
 - 【水光熱費の削減】10年20年で削減効果の見込める設備の導入を積極的に検討する。
 - 【給食運営体制の見直し】現在の厨房に関する経費増加を改善する運営方法を検討し、経費の増加に歯止めをかける。
 - 【利用者・職員への還元】費用削減効果は、利用者への他のサービス向上へと循環し、また職員への福利厚生へ使用する。
- ③ 中長期計画を定期的に修正し、最終年度において外部審査を受審することにより運営状況を客観的に見直し、次回の中長期計画につなげる。
 - 令和9年度末に5か年計画の見直し・修正を行う。
 - 令和11年度に第三者評価事業を受審する。

(3) 救護施設事業の強化継続

利用者の獲得及び入所対象者の拡大を目指し、救護施設本来の役割として行き場の無い方への入所を積極的に進め、限られた資源の中で最大効率を得られるよう支援する。

- ① 入所者数の状況を見ながら、関係機関への状況調査などを行う。
- ② 可能な限り一時入所の依頼を受ける。
- ③ 支援内容の維持・充実を目指す。
 - 地域での生活を視野に入れ、施設内でもできる服薬管理と金銭管理を個別に進めていき各々の課題を探り、個別支援計画に反映させる。
 - 日中活動に力を入れ、部屋にすることが多い利用者へのアプローチを行う。
 - 循環型施設としての役割を果たす。
 - 居宅生活訓練事業において、引き続き対象者を2名として、地域移行を図る。
 - 通所事業において、一定期間、地域移行者を対象に通所もしくは訪問にてアフターフォローを行っていく。（事業として届け出ているものではない）
 - 利用者の状態等に応じ、他施設への移行を図る。
 - 就労支援を積極的に行う。
 - 自立支援の一環として、就労を希望する利用者に対しては、ハローワーク、障害者職業センター等に登録し外勤につなげていく。
- ④ レクリエーション等行事の見直し
 - 利用者の満足度向上に寄与するレクリエーションの検討と実施を目指す。

その他定例的に実施するもの

(1) 地域における公益的な取り組みを強化する。

- ① 近隣の町内会に対する福祉相談会や電話やホームページでの相談受付を行う。
- ② 施設で実施している木曜日のレクリエーション活動を地域でも定期的の実施する（年3回程度）

(2) 生活困窮者就労訓練事業の実施

- ① 対象者、人数、仕事内容、担当者を検討して登録する（時期未定）。

(3) 将来の資金の使途目的を明確にする。

- ① 施設の将来設計として建替までの詳細なキャッシュフローとバランスシートを作成し、職員の入退職、社会福祉充実計画や大規模修繕等の実施時期とその時点の財務状況を把握するよう努め、積立金の額と使途目的を明確化する。

【利用者支援】

利用者の意向を尊重し、一人ひとりがいきいきとした生活を送り、自己実現を図ることを目標とする。

(1) 集団支援

起床から就寝まで、最小限度の日課を定めるほか、生活意欲の向上を目指し、自主性を高め心にゆとりのある生活ができるようクラブ、外出、作業、レクリエーション等の日常諸活動を通じて、利用者が相互理解を深め、協調性を育成し規律、協同等集団生活への適応を図るものとする。

日課はでき得る限り一般家庭生活の慣習にあわせるものとする。

(2) 個別支援

日常支援を通じた観察と、これらに基づく個別支援計画の作成を行い、利用者個々の生活意欲を増進し、残存能力を充分活用できるよう支援する。

介護職員の担当制とし、モニタリングを年1回行い、より良い支援につなげていく。

※『個別支援計画設置要領』

(3) プライベートの充実

利用者のプライベートを尊重し、施設生活と地域生活を両立させ、可能な限り利用者が自発的に活動できる環境を整える。

- ① カルチャースクール、趣味、趣向品
- ② 散歩や体操
- ③ 趣味・趣向品
- ④ スマートフォンの使用など

(4) 就労自立支援

精神的・身体的機能の回復や地域生活に不可欠な社会適応能力を養うことを目的として行う。

① 内職作業

障害の程度や利用者の特性に合わせて複数の作業から選択して行う。

作業種類は、紙袋制作と自動車部品の組み立てを実施する（計3種類）。

※『支援マニュアル』作業項目

② 外部機関との連携

ハローワークやジョブコーチ等の制度を利用し、本人の能力に合った就労先を探す。

③ 外勤者を2名増やす

新型コロナウイルスの感染状況が落ち着き次第就職活動をする。

(5) 地域移行支援

施設において自立に向けた訓練を行うとともに、訓練用住居にて、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより地域への移行を支援していく。

※『居宅生活訓練事業』

(6) 地域生活定着支援

地域へ移行した利用者に対しては、居住先を定期的に訪問し必要なフォローを行うことで地域生活が定着するよう支援していく。

また、近隣に住居がある場合は、通所訓練として定期的に訓練用施設に通い、日中活動を通じて生活能力の維持・向上を図る。

※『居宅生活訓練事業』

(7) 食事・栄養サービス

① 個々の身体的状況に応じた食事内容、病状に対応した食事内容の提供を実施。

食事内容は、200kcalごとに区分（1,000～2,400 kcal）。

常食、病粥食、糖尿食を用意し食事形態は6種類。

毎日の食事が正しい食習慣を身につける手本とし生活習慣病の予防に努めている。

食事は利用者の最大の楽しみであるので嗜好を配慮し、季節を感じられる行事食を取り入れている。また、自己選択できるように定期的に選択食を実施している。

なお、食品衛生に関しては、HACCPに沿った衛生管理（大量調理施設衛生管理マニュアル）を実施している。

※『支援マニュアル』食事項目

(8) 健康管理

集団生活をするうえで特に留意する必要がある感染性の疾患については、予防衛生に重点を置く。また、年2回全員の定期健康診断のほか、嘱託医あるいは専門医による検診を随時行い、疾病の早期発見、早期治療に努める。

※『支援マニュアル』健康管理項目

健康診断のための検査項目

検診項目	対象者	年間回数
体重測定	全員	12
聴打診	全員	2
身長測定	全員	1
血圧測定	全員	12～24
胸部X線間接撮影	全員	1
血液検査、心電図	全員	1
血糖検査	糖尿病患者	20/月（食前）
血圧測定・体重測定		
歯科検診	全員	1
血圧測定・体重測定	循環器系患者	3～7/週
歯科検診	全員	1

(9) 環境衛生支援

明るく清潔で、静かな生活の場を提供し、衣服、寝具等も常に清潔を保ち、健康の保持と感染症の予防に努め、快適な環境づくりを進めて行く。

※『支援マニュアル』環境整備項目

(10) 家族交流支援

両親、兄弟など家族のある者については、家族との連携を深めるため、利用者の日常動作、健康状態、近況、総合意見等生活状況を6月毎に報告すると共に、年2回程度は家族のもとに帰省できるよう支援するほか、随時家族の面会訪問を促すことにより、集団生活の中にあるものの孤独感の解消に努める。また家族と死別した者には希望により墓参の機会を設け、精神的安定を図るものとする。

※『危機管理マニュアル』面会・外泊項目

(11) 健康維持・衛生支援

高齢化とともに体力に衰えを感じさせる利用者が増加し、一層の健康管理に努めなければならない。そのため、日常活動の行事とし実施している、毎日のラジオ体操と、散歩を行う。

また、運動療法等を外部専門家により実施し、心身の健康増進に努める。

入浴は毎週3回行い、夏季はこの他、シャワーを使用し、清潔に留意する。希望者はユニットバスを利用し、個別入浴を行うことにより自立を促す。

散髪、洗髪、下着の洗濯等身の回りの衛生は特に心がけることとする。

※『支援マニュアル』入浴項目

(12) 教養娯楽活動

情操を豊かにし、運動不足の解消を図るため、施設内で毎週定期的にクラブ活動を行い、年数回の選択レクリエーションを実施するほか、夏祭り、手芸、カラオケ等を通じて心にゆとりのある生活ができるよう、グループ活動など、教養娯楽の機会を設ける。さらに、自由に利用できる新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等を備え、社会適応性を助長するものとする。

近隣の図書館、体育館を利用できるよう支援する。

利用者主体のレクリエーションの実施を推進する。（4月以降）

※『支援マニュアル』余暇・レクリエーション項目

(13) 施設機能の開放

施設利用者の自立促進や社会との結びつきを深めるとともに、施設自体を地域資源の一つとして捉え地域に根ざした活動を行う。施設の設備・機能を地域住民や学校等に開放し交流をしていくことにより、利用者と地域の関りを深めていく。

① 実習生の受け入れ

利用者へより良いサービスを提供していくためにも福祉に関する視野を広げる取り組みが必要となる。その一つとして実習生を受け入れ指導することは、実習生が福祉的センスを身につけることや福祉従事者の質の向上に繋がる。また実習指導者としての適切な知識や技術の習得にも繋がる。

※『実習生受入れマニュアル』

② ボランティアの受け入れ

定期的なボランティアを受け入れることにより、施設への理解を得るとともに施設の活性化、地域社会への接点、交流の機会の増加が期待される。

※『ボランティア受入れマニュアル』

(14) 金銭管理

金銭及び貴重品は、1Fデイルームにある個人金庫にて管理をする。自己管理が可能な方は自分用の鍵を持ち、自己管理が難しい方は職員の方でまとめて管理を行う。個人にて出納帳を利用し金銭管理の勉強を行っていく。

お小遣い帳の記入について指導を行い、金銭管理の手法を身に着ける。

※『支援マニュアル』金銭管理項目

(15) 喫煙

喫煙は決められた時間・場所でマナーを守って行う。その際、火の始末には十分注意する。

※『支援マニュアル』嗜好品等項目

(16) 外出・外泊支援

外出は個人と職員引率とに分ける。個人での外出では行先・購入品を計画し時間を設定し出かけることで、自立に向けての能力を高める。職員引率では、本人の病状等に留意してグループをABの2グループに分け、食事や買い物を通して自らに必要な知識を学んでいく。

外泊は本人と家族との調整で随時行われる。外泊先については家族の元への外泊を原則とする。

※『支援マニュアル』外出及び外泊項目

(17) 通院・デイケア

健康維持の為、必要な通院に関しては職員付き添いのもとに支援を行う。また、希望者は医師の承認のもと、デイケアに通うことができる。

【事業継続計画について】

(1) 感染症等蔓延時の事業継続計画

感染症蔓延時の業務等の実施方法について定める。

- (ア) 勤務体制
- (イ) 物品等の確保
- (ウ) 訓練の実施

(2) 災害時BCPの策定及び実行

令和3年度に策定したBCPの運用を開始する。

- (ア) 訓練の実施
- (イ) 物品の確保

【会議について】

利用者支援や施設運営について、会議検討する場を設ける。

- ① 支援会議…支援員、介護士、看護師、栄養士が利用者の支援について話し合う。
- ② 連絡会議…各部署のリーダーが、今後の法人・施設の予定や入退所情報を確認したり、その他

方針等を決定する。また、以下の会議と同時開催する。

- ・コンプライアンス会議…コンプライアンスに対する教育や法令違反等の報告。
- ・品質会議…業務改善等を話し合う。
- ・リスクマネジメント会議…ヒアリハット報告や事故報告、改善等を話し合う。
- ・虐待防止委員会…各部署の状況報告。虐待が疑われる事象等の検討。
- ・感染症対策会議…必要があれば実施する。

③ 職員会議…連絡会議で確認した内容や決定した方針等を一般職員に周知する。

※ 『救護施設葵寮管理規程』第5条、第26条

『社会福祉法人葵寮コンプライアンス規程』第6条

『葵寮危機管理マニュアル』リスクマネジメントについて

『救護施設葵寮利用者虐待防止マニュアル』虐待防止体制の整備項目

『感染症対策マニュアル 発生時』

【研修について】

施設運営状況等について利用者に対して説明を行うこと、また、職員の資質向上を図ることを目的として研修を計画する。

内部研修

月	利用者向け（担当者）	職員向け（担当者）
4		前年度事業報告及び当年度事業計画（施設長）
5	救護施設について（施設長） 前年度事業報告及び当年度事業計画（施設長） スマートフォンの利用のルール（支援員）	感染症講習（感染対策委員会）
6		
7	外出時のマナー（支援員）	
8		虐待防止教育（支援課）
9	栄養教室（栄養）	総合防災訓練（BCP）
10		安全運転講習（安全運転管理者）
11		感染症講習（感染対策委員会）
12	感染症講習（医務）	
1	口腔ケア（外部）	情報セキュリティ教育（管理）
2		
3		総合防災訓練（BCP）
随時		新規採用時研修（感染症含む）

外部研修

静岡県社会福祉協議会主催の各種研修を利用し、計画的に職員のスキルアップを図る。

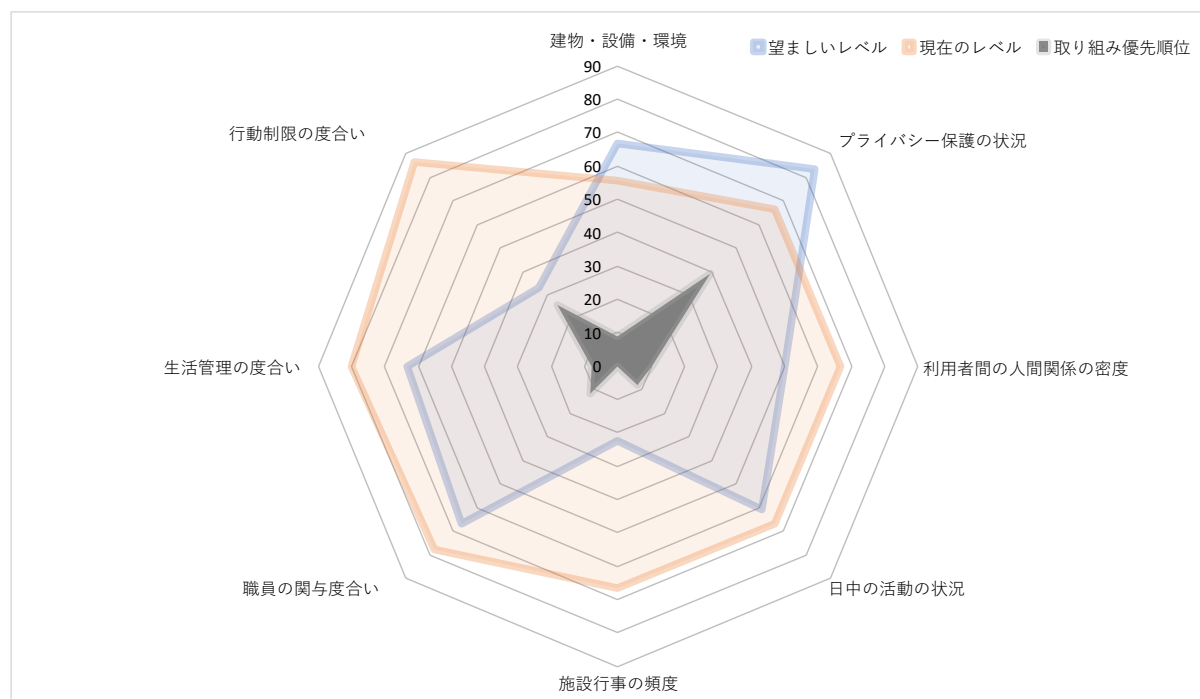
葵寮が求める職員像

- ・ 助け合いの精神を持ち、全員で支えあう職場の実現を目指しましょう。
- ・ どのような困難に直面しても、果敢に取り組みあきらめずに問題解決に臨みましょう。
- ・ できることを伸ばし、一人一人が活躍できる多様性のある社会が実現することに貢献しましょう。
- ・ 他者に対して感謝の心を忘れず、誠実さと謙虚さをもって仕事に取り組みましょう。
- ・ 地域の一員であることを自覚し、地域共生社会の実現を目指しましょう。

参考資料1 令和7～12年度中長期計画経営方針策定用アンケート結果

まとめ

- ・ 自他ともに、人間関係は適度に距離を保ちつつ、困った時のみ職員に親切に助けてほしいと思っている。規制や管理・干渉は最小限が理想。プライバシーやプライベートの保護は最重要。
- ・ 現在の実態は、規制やルールに関して過干渉で、プライバシーやプライベートの保護が不十分。
- ・ 各設問の回答を一定のルールで数値化、カテゴライズ、グラフ化した。（下図）



目標・方針

- ① 基本理念に基づき、施設内においてもなるべく世間一般と同等の生活（地域生活という）を営む事ができるよう福祉施設として援助する。（退所を促したり放置したり教育（教え導く）したりするということではない。）
- ② 感情的にならずに、どの利用者に対しても平等かつ丁寧に接することを心掛けること。（適度な距離間を保ちつつ、サービス業として福祉サービスと顧客サービスのバランスをとる。）
- ③ 世代間のニーズを施設の運営に反映させるとともに、仕事の配分を合理的に行っていく。（職員に対してプライバシー保護を最優先に意識させると共に、規制などは可能な範囲で緩和していく）